

平成 31 年度テレビ・ラジオ広報番組制作放送業務 仕様書

1 業務の名称

平成 31 年度テレビ・ラジオ広報番組制作放送業務

2 目的

市民の接触度が高く、伝達範囲の広い媒体であるテレビ・ラジオを活用することで、広報誌を読まない市民や市政に関心がない市民も含めた多くの市民に対し、市政情報を提供する。

3 契約の履行期間

契約締結日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までとする。

4 業務内容

受託者は、以下(1)アからウのテレビ 3 番組及び(2)アのラジオ 1 番組のいずれか一つ（または複数）の制作放送に係る一切の業務（(3)に規定する共通業務の他、各番組に規定された提案条件に係る業務）を行うものとする。

(1) テレビ番組

ア 若年層向け番組

(ア) 番組内容

特色のある業態や、ワークライフバランスなど職場の働き方改革に取り組んでいる市内企業等で働く素敵な市民が活躍する姿を紹介し、札幌が魅力ある企業等に溢れ、社員も元気なまちであることを PR するとともに、旬な市政情報を発信する。

(イ) 提案条件

- ・放送局は任意とする。
- ・放送回数は 24 回以上とする。
- ・出演者の選定及び連絡調整等の手法について提案すること。

イ まちづくり活動に関する番組

(ア) 番組内容

地域におけるまちづくり活動やボランティアの取り組みなどを重点的に取り上げ、中高年に加え、若年層のまちづくり活動への参加促進や、町内会加入促進を図る。

(イ) 提案条件

- ・放送局は任意とする。
- ・放送回数は 48 回以上とする。

ウ あらゆる世代に向けた番組

(ア) 番組内容

市の重要施策や旬な市政情報（イベントや市有施設紹介等）を、市長の出演により（※）視聴者にわかりやすく紹介する。

※ 市長に代わって札幌市職員等が出演する場合有り

(イ) 提案条件

- ・放送局は任意とする。
- ・放送回数は12回以上とする。

(2) ラジオ番組

ア 市政情報をわかりやすく伝える番組

(ア) 番組内容

広報誌を閲読していない市民などを対象として、広報誌で取り上げているような旬な市政情報について、わかりやすく伝える。

(イ) 提案条件

- ・放送局は任意とする。
- ・放送回数は、24回以上とし、月1回程度市長出演回を設ける。

(3) テレビ・ラジオ番組共通業務

ア 番組の企画、制作及び編集、並びに関係者との折衝等、放送に要する一切の業務及び制作スケジュールの管理

イ 番組コンセプトに沿ったタイトルの提案

ウ 視聴ターゲットに沿った放送枠（曜日、時間帯）及び尺の提案

エ 別途本市が指定するファイル形式での制作物の提出

オ 実施期間：契約締結日から平成32年（2020年）3月31日まで

(4) その他の業務

ア 広報番組に対して制作・放映のための費用の一部を負担する自治体又は団体、民間企業等を募ることを検討する。

イ 番宣やノベルティの制作等により視聴率向上に繋がる企画や、仕様に定めることを超えて当該業務の目的達成に寄与する内容（二次利用（※）等）があれば提案する。

※二次利用の範囲：市有施設での放映、本市が運営するホームページ及

びYoutubeでの放映、本市が主催する参加無料のセミナー・講習会等での放映等

5 権利関係

- (1) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の上、決定すること。
- (3) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (5) 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (6) 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、

外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。

- (7) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。
- (8) 成果品の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者が自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

6 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 個人情報の取り扱いについて

受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守ること。

個人情報取扱注意事項

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

（秘密の保持）

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（再委託等の禁止）

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

（複写、複製の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（目的外使用の禁止）

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（資料等の返還）

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

（事故の場合の措置）

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。